

市川健康福祉センター運営協議会根拠法令等

○地域保健法（昭和22年9月5日法律第101号）

（運営協議会）

第十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

○千葉県行政組織条例（昭和32年9月10日条例第31号）

第四章 附属機関

（設置等）

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

（組織等）

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

（会長及び副会長）

第三十条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任命等）

第三十一条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

別表第二

| 附属機関名 | 担任する事務 |
|---------------|---|
| 健康福祉センター運営協議会 | 健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。 |

備考 健康福祉センター運営協議会は健康福祉センターに置き、その名称には健康福祉センターの名称を冠する。

別表第三

| 附属機関名 | 組織 | 委員の構成 | 定数 | 任期 |
|---------------|-----------------|--|-------|----|
| 健康福祉センター運営協議会 | 会長 副会長 委員 | 一 市及び町村の代表者 二 関係行政機関の代表者 三 医療関係団体の代表者 四 福祉関係団体の代表者 五 学識経験を有する者 六 その他の関係機関及び団体の代表者 | 三十人以内 | 二年 |

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月1日条例第27号）

（給与の額）

第三条 報酬及び給料の額は、次の各号に定めるところによる。

二 附属機関の委員等については、日額一万三千元。ただし、千葉県原子爆弾被爆者健康管理手当審査会、千葉県指定難病審査会、千葉県小児慢性特定疾病審査会、千葉県介護保険審査会（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百八十九条第二項に規定する審査請求の事件を取り扱う場合に限る。）、千葉県精神医療審査会、保健所感染症診査協議会及び千葉県公立学校職員健康審査会の委員については、一万八千元。